

都城市スポーツ少年団取り決め事項

都城市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）規約第2条第1項の目的を達成するため、同条第2項により都城市スポーツ少年団取り決め事項（以下「取り決め事項」という。）を次のように定める。

（理事の責務）

第1条 理事は、それぞれの選出母体の代表者であることを深く認識し、その責務を誠実に果たさなければならない。

2 理事は、各種の会議又は事業に必ず出席しなければならない。ただし、正当な理由によりやむを得ず欠席する場合は、その選出母体から代理者を出席させるものとする。

3 理事は、その職責を十分に果たせない場合は、その選出母体から後任の理事を選出し、自らは降任するものとする。

（指導者の責務）

第2条 指導者は、日本スポーツ少年団指導者綱領を遵守するとともに指導を通じて団員や母集団に与える影響が大きいことを深く認識し、団員の健全育成という団活動の目的を達成するために広い視野のもと母集団の理解と協力を得ながら、その職責を誠実に果たさなければならない。

2 指導者は、本部主催の行事に団を参加させなければならない。ただし、正当な理由によりやむを得ず参加できない場合は、本部長に理由書を提出し、承認を得るものとする。

3 **家庭の日（毎月第三日曜日）は、団活動を行なわないものとする。**ただし、正当な理由によりやむを得ず団活動を行う場合は、本部長に理由書を提出し、承認を得るものとする。

4 指導者は、団員の本来あるべき姿や地域とのふれあい活動を尊重し、団活動が、学校行事、子ども会行事、地域行事と重複する場合は、これらの行事への参加を優先させなければならない。

5 **通常の練習は、原則として週3日以内とする。**

（母集団の代表者の責務）

第3条 母集団代表者は、指導者と協力して、取り決め事項を遵守し、団活動の目的達成と円滑な運営に努めなければならない。

（団の代表者の責務）

第4条 団を代表する者は、本部が召集する総会に必ず出席しなければならない。ただし、正当な理由によりやむを得ず欠席する場合は、その団から代理者を出席させるものとする。

2 前項の規定に違反した場合は、当該年度の本部が主催する大会若しくは本部が推薦する大会への出場を認めないものとする。

(団登録の承認)

第5条 本部は、団登録をしようとする指導者又は母集団代表者等の団の代表者に対し、初回登録又は更新登録に関わらず、取り決め事項を遵守することを条件に登録を認めるものとする。

(審査及び指導又は処分)

第6条 審査部会は、団活動において、取り決め事項の遵守に疑義が生じた場合又は目的を逸脱する行為が疑われる場合は、随時に部会を開催し、当該団の代表者、指導者、母集団代表者又は関係者（以下「個人」という。）から事情を聴取するなど事実関係を確認し、適正な指導又は処分について審議を行う。

2 前項の適正な指導又は処分とは、個人又は団に対する改善指導、警告、登録不受理等をいう。

3 本部長は、審査部会の報告を受け、指導又処分の内容が適当と判断した場合は、当該個人又は団体に対してその処分を行うものとする。

附 則

この取り決め事項は、平成20年4月18日から施行する。